

入札上の注意事項

- 1 代理人による入札の場合は、入札書を提出する前に委任状を提出すること。
　　なお、委任状の代理人の氏名の横に当日代理人が使用する印鑑を押印すること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格がない者が入札をしたとき。
 - (2) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者が他の入札者の代理をして入札をしたとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
 - (6) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないとき。
 - (7) 入札者の代理権限のない者が入札をしたとき。
 - (8) 入札者が入札金額を訂正した入札をしたとき。
 - (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札者が入札保証金を納付した場合において、入札保証金が所定の額に達しないとき。
- 3 数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札者は以後の入札には参加できない。
- 4 時限後の入札又は入札書提出後の入札書の引換その他入札の取消、訂正の請求は、一切これを認めない。
- 5 入札書には鉛筆その他消散しやすいもので記載しないこと。
- 6 入札書は県が指定した様式を使用すること。
- 7 郵便入札を認めない。
- 8 落札者
 - (1) 落札者の決定は予定価格内で最低のものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定する。